平成25年度

離島の振興に関する要望

平成24年7月

全国離島振興市町村議会議長会

目 次

| 第 | 1 | 離島振興の促進 | 1 |
|-----|----|-----------------|----|
| 第 | 2 | 新たな離島振興への対応 | 3 |
| 第 | 3 | 離島市町村財政の強化 | 5 |
| 第 | 4 | 離島振興関係事業の促進 | 6 |
| 第 | 5 | 離島の産業対策の推進 | 8 |
| 第 | 6 | 離島の交通対策の強化 | 10 |
| 第 | 7 | 離島の通信対策の強化 | 12 |
| 第 | 8 | 離島の医療対策の強化 | 13 |
| 第 | 9 | 離島の子育て・高齢者対策の充実 | 15 |
| 第 1 | .0 | 離島の教育・文化の振興 | 17 |
| 第 1 | .1 | 離島の環境対策の推進 | 18 |
| 第 1 | .2 | 離島のエネルギー対策の推進 | 20 |
| 第 1 | .3 | 離島の防災対策の強化 | 21 |
| 第 1 | 4 | 東日本大震災からの復興 | 23 |

第1 離島振興の促進

1 離島振興基本方針の早期策定

新「離島振興法」第1条の2第1項に明記された「基本理 念」に則り、第3条に基づく「離島振興基本方針」を早急に 策定すること。

2 奄美群島の振興の促進

奄美群島にあっては、「奄美群島振興開発特別措置法」に 基づく「奄美群島振興開発計画」に則り、沖縄振興に関する 諸施策の状況等との整合を図るとともに、群島の持続可能な 自立的発展に向けた島づくりを積極的に推進すること。

3 小笠原諸島の振興の促進

小笠原諸島にあっては、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく「小笠原諸島振興開発計画」に則り、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会のもと、自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展に向けた島づくりを積極的に推進すること。

4 沖縄地域の振興の促進

沖縄にあっては、「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」に則り、道路、空港、港湾及び漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成するための諸施策を積極的に推進すること。

5 海洋基本法に基づく離島の保全・管理

「海洋基本法」に基づく「海洋基本計画」に則り、平成21年12月に策定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の諸施策を積極的に推進すること。

第2 新たな離島振興への対応

1 離島振興関係事業予算の確保

新「離島振興法」第1条の2に規定された国の責務に則り、 新しい「離島振興基本方針」及び「離島振興計画」に基づく 予算額を確保すること。

2 離島活性化交付金の確保

新「離島振興法」第7条の2及び第7条の3に規定された 「離島活性化交付金」について、個々の離島の実情に即した 「離島活性化交付金等事業計画」を十分尊重するとともに、 所要額を確保すること。

3 離島特別区域制度の整備

離島の活性化と定住促進のため、新「離島振興法」第18条の2に規定された「離島特別区域制度」の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。

4 離島航路・航空路支援法(仮称)の早期制定について

離島航路・航空路は、離島住民の生活にとって生命線であり、 その安定的な維持が定住の促進に欠かせないことから、速や かに離島航路・航空路支援のための法制度を整備すること。

5 特に重要な役割を担う離島の保全及び振興

新「離島振興法」附則第6条に基づき、わが国の領域、排他的経済水域等の保全等わが国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について法整備も含めた検討に速やかに着手すること。

第3 離島市町村財政の強化

1 地方交付税の確保

- (1) 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地 方財政計画に離島市町村の財政需要を適切に反映させ、地方 交付税の総額を復元・増額すること。
- (2) 離島市町村に対する地方交付税の傾斜配分を拡充強化するとともに、段階補正については、離島の特殊事情を踏まえ、さらに拡充すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、現在湖沼を取り巻く自 治体面積に、湖沼面積が含まれて算定されていることから、 離島市町村の自治体面積にも海域面積を加えること。
- (4) 離島の航路・航空路維持対策及び高料金水道運営対策等 離島の特殊事情による財政需要に対し、特別交付税の拡充強 化を図ること。

2 過疎対策の推進

新「離島振興法」第8条の趣旨に基づき、過疎対策事業債及 び辺地対策事業債の所要額を確保すること。

第4 離島振興関係事業の促進

1 道路等の整備

(1) 新たな社会資本整備重点計画の策定に当たっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、離島における実態を踏まえ、離島の振興・活性化の基盤としての道路整備事業を積極的に促進すること。

また、主要地方道を国道に昇格すること。

(2) 離島の隔絶性の解消と生活圏の広域化を図るため、離島と本土並びに離島相互間の架橋建設事業を積極的に推進すること。

2 港湾の整備

新たな社会資本整備重点計画の策定に当たっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、離島における資源の安定供給、地域の産業振興、海上交通の安全性の向上等の見地から港湾の整備及び港湾の環境整備を一層促進すること。

3 生活用水等の確保

(1) 新「離島振興法」第14条の3に基づき、住宅及び水の 確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保 を図るための施策の充実を図り、積極的に推進すること。 (2) 離島における生活用水の水量不足と水質悪化を改善するため、海底送水事業、海水淡水化事業、ダム建設事業等を積極的に推進すること。

第5 離島の産業対策の推進

1 流通コストの低減措置の強化

石油製品価格差の効率的な解消を図るため、離島にかかる石油製品価格プール制の導入、海上輸送を含めた製品搬送・配送の共同化等流通合理化などの支援を実施すること。

2 漁業振興対策の推進

- (1) 離島の「水産基盤整備事業」に基づく漁港整備事業、漁港漁村整備事業、沿岸漁場整備開発事業、各種漁礁設置事業、 藻場造成事業を積極的に推進すること。
- (2) 離島における水産業の多面的機能の維持増進を図るため、「離島漁業再生支援交付金」を拡充強化すること。
- (3) 離島における漁業の円滑な操業を図るため、離島の実情を十分勘案し、離島周辺地域における「大中施網・底引き網操業禁止区域」を拡大すること。

3 農林業振興対策の推進

(1) 離島における農林業の振興のため、農林道の整備、農村環境整備、農業集落排水事業等の促進を図ること。

(2) 森林の持つ保水力、国土保全及び離島における災害防止並びに水資源の確保の観点から造林事業を積極的に推進すること。

4 離島振興特別事業の推進

離島の産業再生を強力に促進するため、産地加工、個人客のための体験滞在型観光、産業再生に向けた基盤・組織づくり等を積極的に推進すること。

5 都市と農山漁村の共生・対流

新「離島振興法」第17条に基づき、離島の優れた資源を活用した地場産業を育成するとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

第6 離島の交通対策の強化

1 燃油価格の是正対策の強化

島内における自動車、バス等に係る燃油価格を本土並みとするため、税制改正等の措置を講じること。

2 離島航路の維持対策の強化

- (1) 新「離島振興法」第12条に基づく、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資する施策を積極的に実施し、離島航路の旅客運賃及び貨物料金・自動車航送料金を、JRの運賃・料金並みに引き下げること。
- (2) 離島航路を維持するため、離島航路就航船舶の建造等をした場合の国庫補助制度の拡充強化及び特別な地方債制度の創設を行うこと。
- (3) 離島航路に就航する船舶の建造を促進するため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資金利の低減を図ること。
- (4) 離島航路の近代化を図るため、就航船舶の大型化、高速 化に努めること。また、バリアフリー化を促進するため財政 措置を充実すること。

3 離島航空路の維持対策の強化

(1) 特定離島航空路線は公共性が極めて高く、離島住民にと

- って必要不可欠であることから、現行路線を存続するとともに財政措置を充実すること。
- (2) 離島航空路を維持するため、離島航空路就航航空機等の 購入等をした場合の国庫補助制度の拡充強化及び特別な地 方債制度の創設を行うこと。
- (3) 悪天候における欠航の防止と安全運航確立を図るため、各種航行・進入援助施設の整備を図ること。
- (4) 離島住民の生活の安定と地域振興を図るため、小型飛行場の建設・地域航空交通(コミューター)システムの推進を図るとともに、高速交通化に対応したジェット機の就航可能な空港についても積極的に整備を図ること。

4 離島バス路線の維持対策の強化

離島バス事業は、公共性が極めて高いが、厳しい経営状況となっていることから、路線の維持対策を強化するとともに、 ノンステップバスやハイブリッド・電気バスなど車両導入へ の補助率上乗せ等、離島の実情に即した対策を講じること。

第7 離島の通信対策の強化

1 通信網の整備

新「離島振興法」第13条に基づき、離島における情報通信 技術の利用の機会の他地域との格差の是正を図るため、高度 情報通信ネットワークの充実を早急に図るとともに、離島全 域での携帯電話等の移動通信サービスの早期実現と、サービ スエリアの拡大を図ること。

2 郵政サービスの確保

離島における郵政サービスが果たす役割を充分踏まえ、郵便 事業のサービスの低下をきたすことのないよう必要な措置を 講じること。

第8 離島の医療対策の強化

1 保健医療の改善

- (1) 離島の保健医療の改善を図るため、「第11次へき地保健医療計画」の推進にあたっては、国においても、特に総合医の養成・確保の対策を早急に講じること。
- (2) 「へき地医療支援機構」の強化及び当該事業に係る財政措置を充実すること。
- (3) 離島の地域特性にかんがみ、保健、予防活動並びに医師の診断、治療等を支援するため、画像電送等による医療情報システムを積極的に導入すること。

2 医療機関の運営対策の強化

- (1) 離島公的医療機関の経営健全化対策を強化するため、施設整備及び運営に対する財政措置を充実すること。
- (2) 離島民間医療機関については、離島の特殊事情を考慮し、 機械器具等初年度開設費を含む経営に係る融資・税対策等に ついて特別優遇措置を講じること。

3 救急医療対策の強化

新「離島振興法」第10条第1項第5号に基づき、離島における救急患者の輸送に迅速に対応するため、患者輸送車(艇)、

ドクターへリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。

4 専門医療対策の強化

歯科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等の専門医の定期的な派遣と巡回診療の強化並びに予防医療強化のため、保健師の増員対策等の措置を積極的に講じること。

第9 離島の子育て・高齢者対策の充実

1 子育て支援の充実

- (1) 離島における若年層の定住化を図るため、離島のニーズ に合った保育所が設置できるよう基準を緩和すること。
- (2) 離島における子育ての負担軽減のため、保育所、放課後 児童クラブ、子育て支援センター等の運営に係る財政措置を 充実すること。

2 高齢者福祉と介護サービスの確保

新「離島振興法」第10条の2及び第11条に基づき、離島の高齢者福祉の増進と介護サービスの確保、充実を図るための施策を積極的に推進すること。

3 介護サービス基盤の整備

- (1) 離島における介護保険制度を円滑に実施するため、介護基盤整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の確保、 研修等について必要な措置を講じること。

4 介護保険制度の改善

良質な介護サービスの安定的な供給が図られるよう介護報

酬単価は、離島の特性に十分配慮し、一層の嵩上げ措置を講じること。

第10 離島の教育・文化の振興

1 学校教育の充実

- (1) 新「離島振興法」第15条に基づき、離島における学校 教育水準の向上を図るため、必要な施設・設備に対する財政 措置を充実すること。
- (2) 離島における教育費の負担軽減のため、学校統合に伴う 遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実する こと。

2 伝統的文化の振興

新「離島振興法」第16条に基づき、離島における伝統的文 化の保存・振興及び担い手の育成を図るための施策を積極的 に支援すること。

第11 離島の環境対策の推進

1 環境保全対策の推進

- (1) 環境への負荷の低減を図る観点から、電気自動車の利用 促進のための基盤整備及び導入の支援を積極的に行うこと。
- (2) 離島における環境衛生施設の整備を促進するため、し 尿・廃棄物処理施設等各施設の整備事業に対する財政措置を 充実するとともに、焼却灰を含む廃棄物島外搬送費について の特別措置を講じること。

また、ダイオキシン類排出削減対策についても、財政措置 を充実すること。

(3) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政措置を充実すること。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)と同様、リサイクル料金の前払い制度を導入すること。

- (4) 自動車リサイクル法が円滑に実施されるよう、拡大生産 者責任を徹底し、離島地域等において、輸送による地域間格 差が生じないよう財政措置を充実すること。
- (5) 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置につ

いて法制化を早急に図ること。

(6) 座礁船の船体撤去について、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

第12 離島のエネルギー対策の推進

1 再生可能エネルギー対策の促進

新「離島振興法」第17条の3第1項に基づき、エネルギーの安定的・適切な供給の確保を図る観点から、離島の有する自然的・地理的条件を生かした風力発電等の再生可能エネルギーの確保のための支援を積極的に行うこと。

2 石油製品の価格の低廉化対策等の推進

新「離島振興法」第17条の3第2項に基づき、離島におけるガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等石油製品の高価格実態を打開するため、輸送に係る補助制度等を創設し、販売価格を本土並みに引き下げる対策を講じること。

第13 離島の防災対策の強化

1 消防体制の強化

離島の地理的条件を十分に考慮して、消防施設等整備事業に 対する財政措置を充実すること。

2 監視及び観測体制の強化

- (1)活動火山有人島については、「活動火山対策特別措置法」 (昭和48年法律第61号)に基づき、常時精密火山観測体 制を実現し、地震・津波・火山噴火予知及び観測体制等防災対 策、並びに情報システムを強化すること。
- (2) 離島における地震・津波・火山噴火等災害時の緊急島外 避難、防災情報ネットワークシステムの整備を含む総合対策 を確立すること。

3 大規模災害対策の確立

- (1) 大規模災害発生時の救命救助、物資搬送等のための緊急 通信・輸送体制を確立すること。
- (2) 膨大な災害廃棄物が生じた場合の広域的な処理体制を確立すること。
- (3) 大規模災害発生時の避難者のための応急仮設住宅用の土地を事前に確保すること。

(4) 役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ 体制を確立すること。

第14 東日本大震災からの復興

- (1) 被災自治体の復旧・復興に係る特別の財政需要等に対応するための地方交付税を別枠として加算措置すること。
- (2) 東日本大震災復興交付金については、復興事業に支障が 生じないよう十分な予算額を確保するとともに、その執行 に当たっては、地元自治体の判断により、必要な事業に柔 軟に対応できる自由度の高いものとし、申請手続きの一層 の簡素・効率化を図ること。
- (3) 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般について、きめ細かい支援策を充実・強化すること。
- (4) 農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、 「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マス タープラン」に基づく施策を速やかに実施すること。